

議案第72号

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「708,400人」を「698,700人」に改め、同項第3号中「296,300立方メートル」を「269,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。